令和２年２月２６日開催

新庄市農業委員会第３３回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和２年２月）議事録

１．開催日時　　令和２年２月２６日（水）午前１０時００分

２．開催場所　　新庄農業基盤管理センター

３．出席委員（１９名）

１番　浅沼　玲子	２番　今田　則雄
３番　丹　　茂	４番　星川　吉和
５番　海藤　芳正	６番　笹　　行也
７番　鶴巻　浩美	８番　間　　真一
９番　須田　雄二	１０番　髙橋　敏行
１１番　齋藤　謙二	１２番　清水　哲夫
１３番　佐藤　啓右	１４番　下山　秀一
１５番　星川　豊	１６番　三原　康志
１７番　佐藤　喜代志	１８番　指村　貞芳
１９番　森　　良一	

４．欠席した委員（０名）

５．議事日程

日程第　１　議事録署名委員及び会議書記指名
日程第　２　議案第　１３０　号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第　３　議案第　１３１　号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程第　４　議案第　１３２　号　農用地利用集積計画について
日程第　５　報告第　　９８　　号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程第　６　報告第　　９９　　号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
日程第　７　報告第　１００　号　農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

６．出席した事務局職員

主　　査　　早坂　和弥　　主　　任　　三宅　大輔
主　　事　　長南　友紀

７．総会議長

浅沼　玲子

８．会議の概要

○議長

それでは、これより令和元年度新庄市農業委員会第３３回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

○主査

現在の出席委員は１９名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第２７条第３項の規定により、本第３３回総会が成立していることをご宣告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

○議長

それでは議事に入ります。まず日程第１、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に５番海藤芳正委員と１１番齋藤謙二委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第１を終わります。

次に日程第２、議案第１３０号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

〇事務局
議案第１３０号農地法第３条の規定による許可申請につきまして、新庄地区４件、稲舟地区２件、萩野地区２件、八向地区３件ございます。議案書に基づきご提案いたします。
（議案書を朗読し、申請内容を説明。）
なお、農地法第３条第２項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〇議長
ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区１番について調査報告をお願いいたします。

〇２番
議案第１３０号農地法第３条の規定による許可申請について、新庄地区１番。２月１７日に調査確認しました。〇〇さんが高齢の為に△△さんと賃借権の設定をしたものであり、また単価的にも双方合意しており、問題無いと考えますので、宜しくお願いします。

〇議長
それでは新庄地区２番について調査報告をお願いいたします。

〇６番
新庄地区２番につきまして、２月２０日に調査いたしました。譲受人の〇〇さんの先代から耕作していた農地でして、△△さんが鮭川村という事もありまして、なんとか任せたいという中での贈与という事になったという事です。問題無いと判断しましたので宜しくお願いします。

〇議長
それでは、次に新庄地区３番について調査報告をお願いいたします。

〇６番
新庄地区３番につきまして、２月２０日に調査いたしました。こちらも２番の〇〇さんとの案件と同様で先代から△△さんが耕作していた農地でして、□□さんが鮭川村から通ってというのは大変なので、２番と同様で贈与という事になりました。宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区４番について調査報告をお願いいたします。

○６番
　新庄地区４番につきまして、２月２０日に調査いたしました。○○さんが体調を崩したという事で、３年間限定の貸し借りという事で、対価的にも双方合意という事なので、問題無しと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に稲舟地区１番について調査報告をお願いいたします。

○１４番
　先ほどの件と同じように○○さんが体調崩しまして、私の方に１月２２日に相談有りました。それですぐ近くの△△さんにお願いしたところ快諾していただきました。借賃のついても妥当だと思います。宜しくお願いします。

○議長
　それでは、稲舟地区２番について調査報告をお願いいたします。

○５番
　稲舟地区２番につきまして、２月１６日に調査確認いたしました。同一世帯・同居しております。○○君は新規就農となります。問題無いですので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に萩野地区１番について調査報告をお願いいたします。

○１８番
　２月１６日に調査確認いたしました。これ再設定と同じなんですけど、後から出てくる集積と分けて、３条での新規での設定となったそうです。問題無いと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、萩野地区２番について調査報告をお願いいたします。

○７番
　萩野地区２番について、２月１６日に調査確認しました。○○さんと△△さんは、△△さんが孫で、いろいろ事業をやっておりまして、贈与とありますが果樹も手掛けたいという事で、何ら問題無いと思います。宜しくお願いします。

○議長
　次に、八向地区１番について調査報告をお願いいたします。

○１７番
　八向地区１番。２月１６日に双方に確認した結果、事務局説明のとおり問題ありませんでしたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、八向地区２番について調査報告をお願いいたします。

○１２番
　八向２番について、２月１６日に調査確認いたしました。この案件は前から借りていた土地で、農用地区域外という事で集積では駄目だという事で、今回新規の契約になったそうです。問題無しと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、八向地区３番について調査報告をお願いいたします。

○９番
　八向地区３番につきまして、２月１６日に双方に確認しました。対価も双方合意でありますので、何ら問題無いと思いますので宜しくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１３０号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１３０号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第３、議案第１３１号農地法第５条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局
　議案第１３１号農地法第５条の規定による許可申請について、新庄地区１件、萩野地区１件、議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区１番について調査報告をお願いいたします。

○１５番
　議案第１３１号農地法第５条の規定による許可申請について、１番でございますが、事務局説明のとおり間違いないと思いますので、宜しくご審議の程、お願いします。

○議長
　それでは、萩野地区１番について調査報告をお願いいたします。

○１１番
　２月１９日に調査確認しました。転用事由は事務局の説明の通りで間違いありません。なお泉田川土地改良区にお願いして、掘削深の厳守と現地確認及びパトロールをお願いしました。問題無いと思いますので宜しくお願いします。

○議長
　ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

　　＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１３１号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

　　＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１３１号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第４、議案第１３２号農用地利用集積計画についてを上程します。ここで、星川豊委員と須田雄二委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第３１条の規定により、退席お願いいたします。暫時休憩いたします。

＜「星川豊委員」「須田雄二委員」退席＞

○議長
　休憩を解いて再開いたします。
　それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１３２号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区１番から八向地区２番までの９件につきまして、議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、計画内容を説明）
　ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました、賃借権設定７件、所有権移転２件につきまして質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第１３２号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第１３２号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩をいたします。

＜「星川豊委員」「須田雄二委員」着席＞

○議長
　休憩を解いて再開します。

○議長
　それでは報告案件に入ります。
　日程第５、報告第９８号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局
　報告第９８号農地法第３条の３第１項の規定による届出につきまして、新庄地区２件、萩野地区２件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　ご苦労様でした。ただいまの報告第９８号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第９８号農地法第３条の３第１項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長
　次に日程第６、報告第９９号農地法第１８条第６項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　報告第９９号農地法第１８条第６項の規定による通知につきまして、新庄地区７件、萩野地区１件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第９９号農地法第１８条第６項の規定による通知について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第９９号農地法第１８条第６項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長
　次に日程第７、報告第１００号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　報告第１００号農業者年金に関する裁定請求書等の確認につきまして、八向地区１件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
　（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第１００号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第１００号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決承認されました。

　以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
　これで、新庄市農業委員会第３３回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第１８条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和２年２月２６日

新庄市農業委員会

議　　長　　浅沼　玲子

議事録署名委員　　海藤　芳正

議事録署名委員　　齋藤　謙二